

令和3年度 岩手県立大学

# 入学手続要項

学校推薦型選抜  
(一般)  
(専門高校・総合学科)

## <入学手続期間>

令和2年12月14日(月)～12月18日(金)【午後4時必着】

熟読の上、手続きを行ってください。

岩手県立大学 教育支援室 入試グループ

〒020-0693 岩手県滝沢市巣子 152-52

TEL 019-694-2014(直通)

FAX 019-694-2035

# 令和3年度 岩手県立大学入学手続要項

## [学校推薦型選抜（一般）、学校推薦型選抜（専門高校・総合学科）]

岩手県立大学〔学校推薦型選抜（一般）、学校推薦型選抜（専門高校・総合学科）〕の入学手続きは、次のとおりです。

合格通知書及び所定の提出書類を同封した入学手続用封筒を用い、書留速達により郵送してください。  
 なお、直接お持ちになり手続きをする場合の受付は、手続期間最終日12月18日（金）のみ認めますので、その場合は、入学者本人又はその代理人が、下記受付場所で手続きをしてください。

### 1 入学手続期間

#### (1) 郵送の場合

受付期間	<b>令和2年12月14日（月）から令和2年12月18日（金）【午後4時必着】</b> 上記期間を過ぎて到着したものは受理しませんので、上記日時までに確実に届くよう余裕をもって郵送してください。
------	--

#### (2) 直接手続の場合

受付日時	<b>令和2年12月18日（金）</b> 午前9時から午後4時まで （午前11時45分から午後1時までを除く。）
受付場所	<b>岩手県立大学 本部棟2階 会議室2</b> （岩手県滝沢市菓子152-52）

### 2 提出書類等

提出書類等	留意事項等						
1 合格通知書	本学から送付した「合格通知書」を提出してください。 なお、入学手続完了後に、完了確認印を押印のうえ、返却します。						
2 入学料納付確認書（払込受付証明書）	入学料を納付し、「払込受付証明書」を「入学料納付確認書」に貼付して提出してください。 同封した「払込依頼書」には、金額の異なる <b>【①岩手県内の住民用】</b> <b>【②その他の住民用】</b> の2種類がありますので、下記の区分によりご自分が該当する「払込依頼書」を使用し、必要事項を記入のうえ、必ず金融機関（郵便局、ゆうちょ銀行を除く）の窓口で払い込んでください。（別途、振込手数料をご負担願います。なお、ATM等による振込は払込受付証明書が発行されないため、利用しないでください。） 払込後、受け取った「払込受付証明書」の金融機関受付印欄の押印を確認のうえ、所定の欄に貼付してください。 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">入学料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">① 岩手県内の住民</td> <td style="text-align: center;">225,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">② その他の住民</td> <td style="text-align: center;">338,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	入学料	① 岩手県内の住民	225,600円	② その他の住民	338,400円
区 分	入学料						
① 岩手県内の住民	225,600円						
② その他の住民	338,400円						
	※ 「岩手県内の住民」とは、本人又はその配偶者若しくは一親等の親族が、入学の日の1年前（令和2年4月1日）から引き続き岩手県内に住所を有する者をいい、「その他の住民」とは、それ以外の者をいいます。						

提出書類等	留意事項等									
<p><b>3 住民票(等)</b></p>	<p>以下(1)(2)に該当する方は、「住民票」を提出してください。(発行日の印字があり、3か月以内に発行されたものであること。)</p> <p>(1) 「岩手県内の住民」に該当する場合【入学料区分確認用】</p> <p>(2) 次の出願資格で出願した方【出願資格確認用】</p> <p>〔出願資格〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県外の高等学校若しくは中等教育学校又は通常の課程による12年の学校教育を令和3年3月に卒業(修了)見込みの者〔学校教育法施行規則第104条第3項の規定により、学年の途中において、学期の区分に従い、高等学校又は中等教育学校等の卒業を認められる者を含む。〕で、<u>本人又はその配偶者若しくは一親等の親族が出願期間の最終日の1年前(令和元年11月16日)から引き続き岩手県内に住所を有するもの</u></li> </ul> <table border="1" data-bbox="504 712 1417 1420"> <thead> <tr> <th data-bbox="504 712 858 752">区 分</th> <th data-bbox="858 712 1120 752">提出する書類</th> <th data-bbox="1120 712 1417 752">必要項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="504 752 858 833">① 入学者が「岩手県内の住民」である場合</td> <td data-bbox="858 752 1120 833">入学者の住民票</td> <td data-bbox="1120 752 1417 833"> <ul style="list-style-type: none"> <li>住所</li> <li>氏名</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 833 858 1420">② 入学者が「岩手県内の住民」ではないが、配偶者又は一親等の親族が「岩手県内の住民」である場合</td> <td data-bbox="858 833 1120 1420">           以下の2つの書類           <ul style="list-style-type: none"> <li>左記の者が「岩手県内の住民」であることを証明する住民票</li> <li>入学者と左記の者との続柄が記載されている公的な書類(住民票、又は戸籍謄本等)</li> </ul> </td> <td data-bbox="1120 833 1417 1420"> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民となった日(転入日)</li> </ul>           (1) 入学料区分確認用の場合            [令和2年4月1日から引き続き岩手県内に住所を有することが必要です。]            (2) 出願資格確認用の場合            [令和元年11月16日から引き続き岩手県内に住所を有することが必要です。]         </td> </tr> </tbody> </table> <p>注) (2) 「出願資格確認」のために提出される方は、「<u>入学料区分確認</u>」のための住民票は、<u>必要ありません。</u></p>	区 分	提出する書類	必要項目	① 入学者が「岩手県内の住民」である場合	入学者の住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所</li> <li>氏名</li> </ul>	② 入学者が「岩手県内の住民」ではないが、配偶者又は一親等の親族が「岩手県内の住民」である場合	以下の2つの書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>左記の者が「岩手県内の住民」であることを証明する住民票</li> <li>入学者と左記の者との続柄が記載されている公的な書類(住民票、又は戸籍謄本等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民となった日(転入日)</li> </ul> (1) 入学料区分確認用の場合 [令和2年4月1日から引き続き岩手県内に住所を有することが必要です。] (2) 出願資格確認用の場合 [令和元年11月16日から引き続き岩手県内に住所を有することが必要です。]
区 分	提出する書類	必要項目								
① 入学者が「岩手県内の住民」である場合	入学者の住民票	<ul style="list-style-type: none"> <li>住所</li> <li>氏名</li> </ul>								
② 入学者が「岩手県内の住民」ではないが、配偶者又は一親等の親族が「岩手県内の住民」である場合	以下の2つの書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>左記の者が「岩手県内の住民」であることを証明する住民票</li> <li>入学者と左記の者との続柄が記載されている公的な書類(住民票、又は戸籍謄本等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民となった日(転入日)</li> </ul> (1) 入学料区分確認用の場合 [令和2年4月1日から引き続き岩手県内に住所を有することが必要です。] (2) 出願資格確認用の場合 [令和元年11月16日から引き続き岩手県内に住所を有することが必要です。]								
<p><b>4 宣誓書</b></p>	<p>(1) 本人欄          本人の氏名は、戸籍に登録されたとおりに楷書で自署、押印してください。<u>住所は現住所</u>を記入してください。</p> <p>(2) 保証人欄          保証人は、学生の本学在学中の行為について一切の責任を負う者とし、<u>原則として保護者(父母)又は成人で、独立して生計を営む日本国内在住の者として</u>ください。          なお、<u>保証人の氏名は、保証人が楷書で自署、押印</u>してください。          ※ 日付は記入した日としてください。          ※ 「外国人の入学者」で保証人の選定が困難な者にあつては、本学入試グループにご相談ください。</p>									

提出書類等	留意事項等				
<b>5 岩手県立 大学入学 者入力票</b>	(1) 本人欄 入学者の住所は現住所を記入してください。 (2) 保証人欄 保証人は宣誓書の保証人と同一人物とし、住所、電話番号等は、普段連絡が確実に取れるところを記入してください。 <u>無職、自営業の方は、その旨を勤務先欄に記入してください。</u>				
<b>6 写真（カ ラー）及び カード作成 台帳</b>	3か月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景の写真（カラー）で、裏面に受験番号、氏名、入学する学部等名を必ず記入してください。 （※この写真は学生証に利用します） 【サイズ及び数量】 <table border="1" data-bbox="544 689 1366 790"> <thead> <tr> <th data-bbox="544 689 943 730">サイズ</th> <th data-bbox="943 689 1366 730">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="544 730 943 790">タテ 45mm×ヨコ 35mm</td> <td data-bbox="943 730 1366 790">1枚（スナップ写真不可）</td> </tr> </tbody> </table> この写真は所定の「カード作成台帳（身分証明書用）」に、シールをはがし、正しく貼ってください。 「カード作成台帳（身分証明書用）」の右側には氏名などを楷書で記入してください。	サイズ	数量	タテ 45mm×ヨコ 35mm	1枚（スナップ写真不可）
サイズ	数量				
タテ 45mm×ヨコ 35mm	1枚（スナップ写真不可）				
<b>7 卒業証明書 等（原本）</b>	出願時に卒業（修了）見込み又は単位修得見込み等であった者は、令和3年3月8日（月）までに教育支援室入試グループあて提出（郵送可）してください。（写し不可）				

### 3 入学手続上の注意事項

#### (1) 合格者としての権利失効

合格者が、令和2年12月18日（金）午後4時までに入学手続を完了しないときは入学辞退者となり、合格者としての権利を失います。

#### (2) 入学手続き書類及び入学料の返還

一度受理した入学手続き書類（合格通知書を除く）及び入学料は、原則として返還しません。  
 ただし、国の高等教育の修学支援新制度などの入学料減免制度により、入学料の減免の対象となった場合は、減免された入学料を返還します。  
 なお、高等教育の修学支援新制度に基づく入学料・授業料の減免の手続きは、入学後に行います。  
 入学前の支援については、別添資料のとおり各種団体が支援事業を行っていますので参考にしてください。なお、令和元年9月現在の資料ですので、最新の情報は各団体のホームページ等で御確認願います。

#### (3) 入学手続の受付

入学手続き書類等は、「1 入学手続期間」記載の期日・時間以外は受け付けません。

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）	
貸付限度額	①教育支援費 <大学> 月額6万5千円以内 <短大等> 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支度費 50万円以内
対象	低所得世帯：必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）
保証人	不要（世帯内で連帯借入が必要）
利息	無利子
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 （市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。） 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 <a href="https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html">https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html</a>

国の教育ローン（日本政策金融公庫）	
貸付限度額	350万円以内（学生一人あたり）
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応（例：子供2人の場合世帯年収が890万円以内）
利息	年1.71%（固定金利）
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、受験前から申込み可。低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html</a>

労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資	
貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間に選択した金額）が限度となる。 ※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方
利息	年1.71%程度（固定金利） ※2019年9月19日現在
備考	・入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 ・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	労働金庫 <a href="https://all.rokin.or.jp/">https://all.rokin.or.jp/</a>

※この他、民間金融機関の教育ローン等あり。

## 都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）」の概要

### 生活福祉資金貸付制度

低所得世帯等に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることが目的

#### 教育支援資金

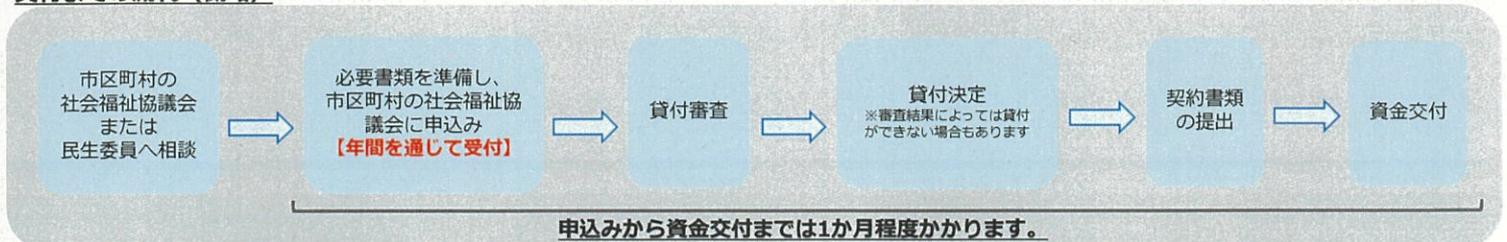
低所得世帯に属する者が大学等に就学又は入学に際して必要な経費を貸し付ける資金

### 教育支援資金の内容（①②併用可能）

資金の種類	貸付限度額等	対象	据置期間	償還期限	利子	保証人
①教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費	低所得世帯 ※	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	不要（世帯内で連帯借入が必要）
②就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際して必要な経費					

※必要な資金の融通を他から借り受けることが困難な世帯（市町村民税非課税程度）（例：市町村民税非課税世帯もしくは生活保護基準の約2倍以内の所得である世帯等）

### 貸付までの流れ（概略）



#### 問合せ先

#### お住まいの市区町村の社会福祉協議会

※各地の市区町村社会福祉協議会の連絡先は、都道府県・指定都市社会福祉協議会のホームページからご確認ください。

<都道府県・指定都市 社会福祉協議会のホームページ>

<https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html>

## 融資の対象となる学校

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等

## ご利用いただける方

融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収（所得）が下の表の金額以内の方

※日本学生支援機構の奨学金と併用可能

世帯年収（所得）の上限額	
子1人	790万円（590万円）
子2人	890万円（680万円）
子3人	990万円（770万円）

左記の金額を超えていても、下記の【要件】にひとつでも該当すれば、世帯年収990万円（世帯所得770万円）以内まで緩和されます。

【要件】1. 勤続（営業）年数が3年未満、2. 居住年数が1年未満、3. 世帯のいずれかの方が自宅外通学（予定）者、4. 借入申込人またはその配偶者が単身赴任、5. 今回のご融資が海外留学資金、6. 借入申込人の年収（所得）に占める借入金返済の負担率が30%超、7. ご親族などに「要介護（要支援）認定」を受けている方がおり、その介護に関する費用を負担、8. 大規模な災害により被災された方。

## 使いみち

学校納付金（入学金、授業料、施設設備費等）受験にかかった費用、教科書代、自宅外通学に必要な住居費用等

## 融資額等

融資限度額	350万円まで借入れ可能（学生一人あたり）
金利	固定金利 1.71%（令和元年9月現在） （母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円（所得122万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得346万円）以内の方は年1.31%（固定金利・保証料別））
返済期間	15年以内 （母子家庭、父子家庭、交通遺児家庭、世帯年収200万円（所得122万円）以内の方、または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円（所得346万円）以内の方は18年以内）
申込み	受験前、合格前であっても申込みが可能 ※入学金（入学金や受験費用など入学時の費用）として利用される方は、契約時まで合格を確認できる書類の写しの提出が必要
入金	申込み完了から20日程度で入金 ※審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。
返済	借入日の翌月または翌々月のご返済希望日からの開始。 在学期間中は、元金を据え置いて利息のみの支払いとすることも可能。

＜問い合わせ先・資料請求先＞  
日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター  
（ナビダイヤル） **0570-008656**  
（月～金 9:00～21:00 / 土 9:00～17:00）  
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

# 労働金庫「入学時必要資金融資」制度の概要

## 労働金庫の「入学時必要資金融資」制度とは

入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者の、入学前の入学金・授業料について労働金庫が融資する制度。労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。

ご利用いただける方	日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者となった方※
融資限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間で選択した金額）が限度となる。 ※申請時に選択した金額を超えての融資は行えません
申込時期	日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の採用候補者として決定後（「採用候補者決定通知」の受領後）
融資方法	奨学金振込口座として開設した本人名義の労働金庫の普通預金口座へ入金後、労働金庫から進学先に、本人名義にて直接振込み。
利率	年1.71%程度（固定金利） ※表示の金利は、2019年9月19日現在の適用金利となります
申込手続き	労働金庫の各店舗への来店による手続き
使いみち	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料）に限る。ただし、すでに進学先に納入済みのものは対象になりません。

## 主な留意点

- ① 融資のため、審査結果によっては融資できない場合がある。
- ② 申込時期が必要資金の納付期限直前の場合には、取扱いできない場合がある。
- ③ 進学先が奨学金対象校以外の場合は、融資対象外となる。
- ④ 候補者決定通知に（日本政策金融公庫の手続き必要）とある方は、労働金庫の融資申込みまでに日本政策金融公庫の手続きが必要。
- ⑤ 申込は、本人および両親（親権者）全員での来店が必要。
- ⑥ すでに入学金・授業料が納付済である場合は、融資対象外。
- ⑦ 機構の奨学金振込口座を労働金庫に指定すること。

「ご融資（入学時必要資金融資）」に関するお問合せ・お申込みはお近くのろうきんへ  
<https://all.rokin.or.jp/>

※「奨学金制度の内容」や「奨学金の申込手続」等ご融資以外に関する場合は、ろうきんではお答えができませんので、日本学生支援機構へお問合せください。

日本学生支援機構 ホームページ <https://www.iasso.go.jp/>

※入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与するものです。ただし、予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。「採用候補者決定通知」にて、「国の教育ローン」の申込み手続きが必要かどうかを確認し、必要な場合は申込手続きをしてください。